

十二

の経過
払込み

年金資金運用基金理事長は、払
込金額に加え、次の算式によ
算出した金額を第十八号に規
する期日に払い込むものとす
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.7}{100} \times \frac{32}{365}$$

十三

初期
利子

平成十五年九月二十日を支払期
とし、次の算式により支払
金額を支払う。ただし、支払
金の銀行休業日に当たるときは、
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う。以下、
次の号及び第十五号において規
する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四

第二期
以後
の利子

毎年三月二十日及び九月二十
を、支払期とし、各支払期にお
て、その日以前六月間に属す
利子を支払う。

十五

償還
償還
期限

平成二十五年三月二十日
額面金額百円につき百円

十六

元利
支額

日本銀行

十七

払込
期日

平成十五年四月二十一日

十八